

事 務 連 絡
令和3年1月 6日

各都道府県建設業協会事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山 崎 篤 男

分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて

平素は本会の業務運営に当たり、ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止対策についてはご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

首都圏では再び緊急事態宣言が発令される見通しであり、予断を許さない状況となっておりますが、この度、国土交通省から、添付のとおり内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から、令和2年12月23開催の新型コロナウイルス感染症対策分科会（以下「分科会」という。）の提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて、通知がありました。

政府分科会提言を踏まえた催物の開催制限等に関して、別添1の2. に示された業種別に策定される感染拡大予防ガイドラインの徹底、催物開催時における感染防止策及び催物前後における感染防止の徹底について注意喚起を促すものです。

つきましては、本留意事項について、貴会会員企業の皆様に対し周知方よろしくお願いいたします。

以 上